

仕様書

1 件名

令和2年度「東京手仕事」プロジェクト普及促進
商品カタログ、商品パンフレットの制作及び印刷業務委託

2 事業目的

(公財)東京都中小企業振興公社(以下、「公社」という)では、伝統工芸の技術を活かしながら、東京の伝統工芸品職人とデザイナー等が1年間の共同制作により新しい商品を開発する「商品開発」と、その翌年以降の2年間、開発商品等を広く国内外にPRするとともに、テストマーケティング等を通じて商品の改善や販路開拓等を支援していく「普及促進」を両輪とする「東京手仕事」プロジェクトを実施している。

尚、当業務委託履行については、以下に掲載する当事業公式ホームページを参照し、事業理念などを踏まえて実施にあたることとする。

「東京手仕事」公式サイト

ブランドサイト : <https://tokyoteshigoto.tokyo/>

参加事業者サイト : <http://tokyo-craft.jp/>

3 「東京手仕事」プロジェクト普及促進商品カタログ及び商品パンフレット制作方針

当業務委託で印刷する商品カタログ及び商品パンフレットは、「東京手仕事」プロジェクトに参加する支援事業者の商品やその作り手である職人に関わる写真、コピーライティング等、「東京手仕事」のブランド価値そのものを形成するものである。商品カタログは百貨店等のバイヤー等に対して展示会等での配布を主に想定して作成、商品パンフレットは催事等の際に一般顧客に配布することを主に想定して作成する。そのため、同カタログと同パンフレットの制作及び印刷業務については、全ての作業を公社の指示により、進めることとする。

4 委託内容

(1) アートディレクション及び印刷仕上がりまでの進行管理

① カタログのデザイン/レイアウト

- ・プロジェクトブランド「東京手仕事」のプロジェクト内容・支援対象事業者及び商品の理解を促進し、ブランド価値を高めるようにデザイン/レイアウトすること
(公社の監修を受けること)
- ・掲載商品数：40品目
- ・形態：A4サイズの二つ折りダブルポケットクリアファイルにフライヤー(1商品

につき A4 用紙 1 枚、表 4 色裏 1 色、40 品目分及び「東京手仕事」プロジェクト解説等 A4 用紙 1 枚表 4 色裏 1 色) を左側に 21 枚、右側に 20 枚差し込む

・フライヤーの構成：商品紹介 A4 用紙 1 枚×40 品目（表面は商品写真及び商品説明文、裏面は商品及び事業者説明文）、「東京手仕事」プロジェクト解説等 A4 用紙 1 枚（表面、裏面とも事業説明文等）

・印刷の最終工程まで文字校正・色校正等の進行管理を行うこと

② 商品パンフレットのデザイン/レイアウト

・プロジェクトブランド「東京手仕事」のプロジェクト内容・支援対象事業者及び商品の理解を促進し、ブランド価値を高めるようにデザイン/レイアウトすること（公社の監修を受けること）

・掲載商品数：19 品目

・形態：仕上がり A5 サイズ、24 ページ、全ページ 4 色カラー、中綴じ

・パンフレットの構成：表紙（表 1）、「東京手仕事」プロジェクト解説 1 頁（表 2）、目次 1 頁（表 2 対向）、商品・事業者紹介 1 頁×19 品目（各頁に和文、英文、中文併記）、東京都指定伝統工芸品リスト 1 頁（表 3）、裏表紙（表 4）

・印刷の最終工程まで文字校正・色校正等の進行管理を行うこと

③ 成果物及び納品等

・商品パンフレット、商品カタログ共に入稿データについては完成次第速やかに公社が指定する方法で納品することとする

(2) スチール撮影

① 対象商品 40 品目に関わる以下の商品のスチール撮影を行うこと。1 商品につき 2 カットから 3 カット程度

② 撮影した商品写真は商品カタログ及び商品パンフレットで共用すること

③ 40 品目の商品写真をデジタルカメラで、すべての商品撮影ができるスタジオで撮影すること

④ 企画・デザインに従い、必要であれば事業者の仕事場での商品製作過程等をデジタルカメラで撮影する

⑤ 40 品目の商品イメージ写真をデザイン/レイアウトに応じて撮影すること

⑥ 全カットに対し、アートディレクターの指示するレタッチを行うこと

⑦ 画像データ（レタッチ後データ及び RAW データ）については完成次第速やか公社が指定する方法で納品することとする

(3) 人物撮影

- ① 令和 2 元年度「東京手仕事」プロジェクト普及促進支援対象者である 76 名（職人 48 名、デザイナー 28 名）の上半身をデジタルカメラで人物が撮影できるスタジオで撮影すること（公社の監修を受けること）
- ② 事業者の都合によりスタジオで撮影できない場合は、事業者または公社の指定する場所でスタジオと同等のクオリティで撮影すること。また発生した経費は全て受託者が負担すること
- ③ 全カットに対し、アートディレクターの指示するレタッチを行うこと
- ④ 画像データ（レタッチ後データ及び RAW データ）については、完成次第、公社が指定する方法で納品すること

(4) コピーライティング

- ① 商品カタログのコピーライティング
 - ・ 令和元年度及び令和 2 年度「東京手仕事」支援対象 40 商品について、製作事業者取材をし、事業者及び支援商品についてコピーライティングを行うこと
 - ・ 文章の量（目安）は各商品及び事業者につき 1,500 文字程度とする。
 - ・ 作成には、伝統工芸及び職人に精通し、それらについて執筆、出版経験のあるライターが当たること（出版物の提示を求めた場合に応じられること）
- ② 商品パンフレットのコピーライティング
 - ・ 令和 2 年度「東京手仕事」支援対象 19 商品（上記「商品カタログ」40 商品の内の令和 2 年度新規支援対象事業者）を対象とし、商品カタログ用に取材した内容を踏襲し作成すること
 - ・ 商品カタログ、商品パンフレット共用または要約で、「東京手仕事」プロジェクトの説明文章を、公社提供資料を元に作成すること
- ③ 成果物及び納品等
 - ・ 入稿データについては完成次第速やか公社が指定する方法で納品することとする

(5) 翻訳及び英語・中国語商品解説

- ① 目次について日本語から英語への翻訳を行うこと
- ② 目次について日本語から中国語（簡体字）への翻訳を行うこと
- ③ 各商品と事業者について、英語・中国語（簡体字）で、日本語コピーの翻訳ではなく、簡潔な解説コピーを作成すること

・ネイティブチェック・監修を受け、違和感のないコピーとすること。

④ 提出規定

- ・データはワード及び PDF で提出すること
- ・内容に不備があった場合は、受託者は公社の指示により速やかに訂正すること

(6) 商品カタログの印刷業務

A. フォルダー

- ① A4 サイズのダブルポケットフォルダーを使用。素材は 4 色カラー印刷が可能な素材とすること
- ② 色数：表 1 及び表 4 のみ 4 色カラー印刷すること
- ③ 見本（A4 サイズダブルポケットフォルダーのサンプル）を事前に提出すること
- ④ 校正については素材・印刷方法等に従い実施する

B. 中面本文 A4 用紙、41 種類

- ① 仕上がり：A4 サイズ
- ② 色数：表面 4 色カラー、裏面 1 色
- ③ 頁数：挨拶・プロジェクト説明等 2 頁（1 枚表裏）、商品頁 80 頁（各商品につき 1 枚 2 頁、計 40 枚）、総計 82 頁（41 枚）
- ④ 用紙：41 枚同一用紙、マットコート紙 110 kg とする
- ⑤ 部数：3,000 セット（総計：123,000 枚）
- ⑥ 校正：色校正原則 2 回・文字校正 3 回
- ⑦ 仕上げ：全量、ダブルポケットフォルダーへの A4 用紙の差し込みを公社の指示に従って行うこと

備考：ア. 写真の画像補正を行うこと

イ. 東見本作成を含む

ウ. 本項「15 用紙（冊子の表紙及び色上質紙を除く。）」、「16 印刷インキ類」、「17 リサイクル適正」及び「18 印刷の各工程」の各事項を遵守すること

(7) 商品パンフレットの印刷業務

- ① 上がり：A5 サイズ、中綴じ
- ② 色数：全頁 4 色カラー
- ③ 頁数：24 頁
- ④ 用紙：マットコート紙 110 kg とする
- ⑤ 部数：15,000 部
- ⑥ 校正：色校正原則 2 回・文字校正 3 回

備考：ア. 写真の画像補正を行うこと

イ. 東見本作成を含む

ウ. 本項「15 用紙（冊子の表紙及び色上質紙を除く。）」、「16 印刷インキ類」、「17 リサイクル適正」及び「18 印刷の各工程」の各事項を遵守すること

(8) その他：本仕様書に定めのない事項及び履行に際し不明な点が生じた場合は、下記記載の担当者と協議のうえ、その指示に従うこと

5 応募参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること

(1) 東京都における 2019・2020 年度物品買入れ等競争入札参加資格者であり、「営業種目 101・印刷」で登録があり、「C」以上に格付けされているものであること

(2) 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしていないこと

(3) 東京都暴力団排除条例（平成 23 年 3 月 18 日東京都条例第 54 号）に定める暴力団関係者または東京都が東京と契約関係暴力団等対策措置要綱第 5 条第 1 項に基づき排除措置期間中の者として公表した者（ただし、排除措置期間中に限る）でないこと

6 履行場所

（公財）東京都中小企業振興公社 城東支社
東京都葛飾区青戸 7-2-5

7 納品期限

(1) 「商品カタログ」

令和 2 年 10 月 20 日

(2) 「商品パンフレット」

令和 2 年 10 月 20 日

8 納品場所

全て公社が指定する場所（別紙 1）に納品すること。納品後の余剰分については受託者が在庫として保管し、管理すること。

9 履行期限

令和 3 年 3 月 31 日（金）

10 所有権・著作権等の帰属

本仕様書に記載されている委託業務に関して、受託者は、デザイン・レイアウト等の著作物に関するすべての著作権（著作権法第 27 条（翻訳権、翻案権等）及び第 28（二次的著作物に関する原作者の権利）を含む）を、デザイン・レイアウト等の納品時に公社に譲渡すること。また、公社及び公社が指定した者に対し著作権人格権を行使しないものとする。当該デザイン・レイアウト等は、国内外における第三者の産業財産権、著作権、不正競争防止法及びその他の関係法令に抵触しないこと。なお、上記譲渡及び不行使の対価は契約金額に含まれる。

1.1 再委託の取扱い

- (1) 受託者は、委託業務の全部または主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、予め書面により公社の承認を得たときにはこの限りでない。
- (2) この仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。

1.2 契約事項の遵守・守秘義務

- (1) 本契約業務の実施に当たっては、条例、規則、関係法令を十分に遵守するほか、契約書に記載の事項に従って処理すること。

1.3 暴力団等排除に関する特記事項

暴力団等排除に関する特記事項については、別紙 2 に定めるところによる。

1.4 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- (1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）第 37 条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

1.5 用紙（冊子の表紙及び色上質紙を除く。）

- (1) 古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合、白色度及び坪量を総合的に評価した総合評価値が 80 以上であること。
- (2) バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は伐採に当たって、原

木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。

- (3) 製品の総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値）が容易に確認できること。

1.6 印刷インキ類

(1) オフセット印刷である場合には、次の基準を満たすこと。

- ① (ア) のインキを使用する。ただし、(ア) によれない場合は (イ) のインキを使用すること。
- (ア) ノンVOCインキ（石油系溶剤を使用しないインキ）又はリサイクル対応型UVインキ
- (イ) 植物由来の油を含有したインキであって、かつ、芳香族成分が1%未満の溶剤のみを用いるインキ
- ② インキの化学安全性が確認されていること。
- ③ (ア) のインキを使用した場合は、印刷物の裏表紙等に「石油系溶剤を含まないインキを使用しています。」と表示するか、マークを表示すること。

(2) デジタル印刷の場合には、次の基準を満たすこと。

- ① 電子写真方式（乾式トナーに限る。）にあつては、トナーカートリッジの化学安全性が確認されていること。
- ② 電子写真方式（湿式トナーに限る。）又はインクジェット方式にあつては、トナー又はインクの化学安全性が確認されていること。

1.7 リサイクル適正

- ① 紙へのリサイクルにおいて阻害要因となる材料（古紙リサイクル適性ランクB、C及びDランクの材料）が使用されていないこと。ただし、印刷物の用途・目的から使用する場合は、使用部位、廃棄又はリサイクル方法を記載すること。

1.8 印刷の各工程

印刷の各工程において、環境配慮のための措置が講じられていること。

1.9 支払方法

履行確認後、適法な支払請求書を提出した日から30日以内に指定口座に払い込むものとする。

2.0 その他

- (1) この仕様書に疑義が生じた場合には、その都度、公社と協議し定めることとする。
- (2) 契約金額には、本仕様書に定めるもののほか、本業務の履行に必要な一切の経費を含む。

2 1 担当者

(公財) 東京都中小企業振興公社 城東支社

「東京手仕事」プロジェクト普及促進

電話：03-5680-4631 FAX：03-5680-0710